

国立大学法人東京医科歯科大学科学研究費補助金

内部監査規則

〔平成16年10月 8日〕
規則 第 79号

（目的）

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学会計規程第55条第2項の規定に基づき、国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）における文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会の科学研究費補助金並びに厚生労働省の厚生労働科学研究費補助金（以下「補助金」という。）の内部監査の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において「研究代表者」とは、補助金の交付を受けている研究者をいう。

（監査の実施）

第3条 学長は、本学における補助金の執行状況を的確に把握し、当該補助金の適正な使用を確保するため、監査室の職員に加え特に命じた統合研究機構事務部の職員をもって、補助金に係る内部監査を実施させるものとする。

2 監事は、前項の内部監査に立ち会うことができる。

（監査の区分）

第4条 監査区分は、毎年度定期的実施する定期監査及び必要に応じて臨時に実施する臨時監査とする。

（監査計画書の作成）

第5条 監査室長及び統合研究機構事務長は、毎年度内部監査計画書を作成し、学長の承認を得るものとする。

（監査の通知）

第6条 学長は、内部監査を実施しようとするときは、あらかじめ実施しようとする研究代表者及び財務部財務経理課長に対し、監査を行う職員（以下「監査員」という。）の職名、氏名及び期日その他必要な事項を通知しなければならない。ただし、臨時監査については、事前に通知することなく内部監査を実施することができる。

（監査の協力）

第7条 研究代表者及び財務部財務経理課長は、内部監査の実施に協力しなければならない。

（監査の開始）

第8条 監査員は、内部監査のため研究室又は事務室に赴いたときは、研究代表者又は財務部財務経理課長にその旨を告げ、かつ、関係者の立会いを求めなければならない。

(監査の方法)

第9条 監査員は、帳簿、書類又は物品等について監査し、その事項のうち明瞭を欠くものがあるときは当該関係者に質問し、必要があると認める場合には顛末書を徴取することができる。

(注意)

第10条 監査員は、監査上の軽微な事項で明瞭なものは、当該研究代表者及び財務部財務経理課長に注意しなければならない。

(監査の報告)

第11条 監査員は、当該監査上重大な事項があると認めた場合は、直ちに書面をもって、学長及び監事に報告しなければならない。

2 監査員は、当該監査終了後、速やかに別紙様式により内部監査報告書を作成し、学長及び監事に提出しなければならない。

(改善)

第12条 学長は、当該監査の結果、不正な使用が明らかになった補助事業、あるいは、不正な使用が行われた疑いがあると認めた補助事業については、直ちに当該研究代表者及び財務部財務経理課長に対し、是正改善の措置を命じなければならない。

2 前項の規定による是正改善の措置を命ぜられた当該研究代表者及び財務部財務経理課長は、直ちにその措置を取り、その結果を学長及び監事に報告しなければならない。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この規則は、平成16年10月8日から施行する。

附 則(平成18年1月17日規則第1号)

この規則は、平成18年1月17日から施行し、平成17年12月1日から適用する。

附 則(平成19年3月29日規則第5号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年4月1日規則第21号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年4月15日規則第53号)

この規則は、平成23年4月15日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則(平成24年11月6日規則第98号)

この規則は、平成24年11月6日から施行し、平成24年8月1日から適用する。

附 則(平成29年7月31日規則第108号)

この規則は、平成29年7月31日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則(平成30年7月19日規則第59号)

この規則は、平成30年7月19日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

内 部 監 査 報 告 書

平成 年 月 日

学 長 殿

監査員

職名・氏名

印

職名・氏名

印

内部監査の結果について、下記のとおり報告します。

1. 監査を行った研究種目名等

研究種目名・研究課題名・研究代表者名(所属・職名)

(以下連記)

2. 監査期日 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

3. 総評

その細目については、次のとおりです。

(以下内部監査計画書に従って記入する。)